

# 正しい「はかり」をお使いですか？

※ 取引または証明に使用する「はかり」は計量法第19条によって定期検査が義務付けられています。

## ☆ 定期検査とは？

「はかり」は2年に1回、計量法による定期検査を受ける必要があります。

(市が実施する定期検査には手数料がかかります。)

(なお、市の定期検査前に、民間計量士による代検査を受け、市に届け出た計量器は、当該年の検査が免除されます。代検査を新たに受ける場合、予め、計量士、対象計量器、時期等を市にご連絡ください。)

また、代検査の手数料については、直接、計量士へお問い合わせください。)

・定期検査に合格すると？

「はかり」に合格シールが貼付されます。

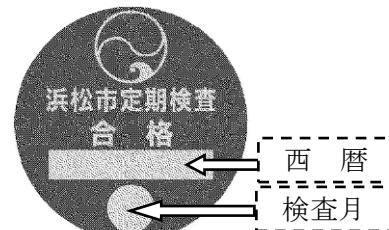
・定期検査に不合格になると？

不合格となった「はかり」は使用禁止となり、修理または買い換えていただくことになります。

・定期検査を受けていない「はかり」は？

取引又は証明に使用することはできません。

計量法第173条により50万円以下の罰金に処せられます。



(合格シール例)

## ☆ 定期検査の対象となる「はかり」の主な例

### 1 スーパー、一般商店等

●商品の値段を重さで取引するための「はかり」

(例：青果、精肉、鮮魚、惣菜などの各部門で使用されている「はかり」)

### 2 病院・医院・薬局・学校・福祉施設等

●体重計（健康診断に使用する「はかり」、外部への体重証明に使用する「はかり」）

●調剤用の「はかり」

●厨房で検品用に使用される「はかり」

### 3 その他

●宅配便の受付、取締所で使用される「はかり」

●その他、取引証明に使用される「はかり」

## ☆ 注意 !!

○取引証明には「検定証印」、もしくは「基準適合証印」があるはかりで定期検査(代検査)を受けなければ使用できません。

(インターネットで検索する場合、例えば「はかり 検定付」

「体重計 検定付」で検索し、検定証印がついているものを選んでください。基準適合証印付でも結構です。)

○「家庭用」マークのあるはかりは一般家庭で使用するものです。検定証印や基準適合証印がありませんので、商売や、健康診断等、取引証明用として使用することはできません。

(計量法第16条)



「検定証印」



「基準適合証印」



「家庭用」

商売・健康診断等、取引証明には使用できません。

お問い合わせ：浜松市役所 計量検査所

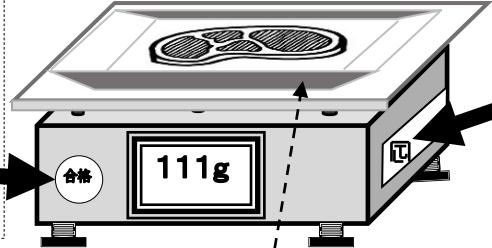
〒430-0906 浜松市中央区住吉二丁目9番1号

TEL：053-474-5680 FAX：053-474-5690

取引証明用のはかりは2年に1回、定期検査(代検査)を受けてください。

(合格シール例)





検定(基準適合)証印付はかりには  
正又は△のマークがあります。

大きさは2~5ミリ以上で、横に'〇〇〇〇'又は〇〇〇〇.〇〇と年月が入っています。

市の検査日はハガキでお知らせします。  
(移転・廃業等はご連絡ください。)

**集合検査の場合、初回の通知に会場一覧が印刷されていますので、いずれかの会場で早めに受検してください。**

ラップ、トレイ、わさび等は風袋引をしましょう。



(内容量に含めない→風袋引)

載せ台の下に異物を挟まないよう清掃しましょう。

水平で使用しましょう。 正誤 水平器→



計量する重さに合ったはかりを使いましょう。  
最大能力が大きすぎると最小重量や目量(目盛)が大きく、必要な精度が得られません。  
例:50kg計量→秤量100kgのはかり◎,300kg△

←このマークのはかりは  
**家庭用のため取引証明には使用できません。**



## (計量法)

### 取引・証明の定義（計量法第2条第2項）

#### 1 取引の定義

「有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。」

（解説）物の給付を目的とする行為 …… 売買、賃借等

役務の給付を目的とする行為 …… 雇用、請負、委託加工等

業務上の行為 …… 業務に関連した行為であり反復、継続すること。

#### 取引における計量とは？

★契約（売買）の両当事者が、その面前で計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量や、計量した物に計量の結果を表示する場合であって、その物が取引の対象となり、表示した計量の結果が契約の要件となるときには、その表示をするための計量は取引に含まれます。

★工程管理における計量等、内部的な行為にとどまり、計量の結果が外部に表明されない計量は含まれません。

#### 2 証明の定義

「公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。」

（解説）公 …… 公機関が、又は公機関に対して

業務上 …… 繙続的、反復的に

一定の事実 …… 一定のものが一定の物象の状態の量を有するという事実。特定の数値まで必ず含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。

事実である旨を表明 …… 真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。

### 定期検査について（計量法第19条）

第十九条 特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行なうことが適当であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。

### 学校等における体重計について（経済産業省 計量行政室ホームページ「計量法関係法令の解釈運用等について」）

学校、幼稚園、保育所又は福祉施設、医療機関、保健所等の体重測定に使用される非自動はかりであつて、その計量値が健康診断票等に示され通知、報告等されるものについては、証明における計量に該当する。